

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する告示新旧対照表

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針
(平成十二年労働省告示第百二十七号) (抄) (傍線部は改正部分)

改正案	現行
第1 趣旨 この指針は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項、医療法（昭和23年法律第205号）第62条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の3の13において準用する場合を含む。）の規定により、法第2条第1項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第2項の会社（以下「分割会社」という。）及び同条第1項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めたものである。	第1 趣旨 この指針は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項及び医療法（昭和23年法律第205号）第62条において準用する場合を含む。）の規定により、法第2条第1項の分割（以下「会社分割」という。）をする同条第2項の会社（以下「分割会社」という。）及び同条第1項の承継会社等（以下「承継会社等」という。）が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な事項を定めたものである。
第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等 1～3 (略) 4 労働者の理解と協力に関する事項 (1) 商法等改正法附則第5条の協議等	第2 分割会社及び承継会社等が講ずべき措置等 1～3 (略) 4 労働者の理解と協力に関する事項 (1) 商法等改正法附則第5条の協議等

イ〜ホ (略)	イ〜ホ (略)
へ 会社分割の無効の原因となる協議義務違反等 商法等改正法附則第 5 条で義務付けられた協議を全く行わなかった場合又は実質的にこれと同視し得る場合における会社分割については、会社分割の無効の原因となり得るとされていることに留意すべきであること。	へ 会社分割の無効の原因となる協議義務違反等 商法等改正法附則第 5 条で義務付けられた協議を全く行わなかった場合又は実質的にこれと同視し得る場合における会社分割については、会社分割の無効の原因となり得るとされていることに留意すべきであること。
また、最高裁判所の判例において、商法等改正法附則第 5 条で義務付けられた協議が全く行われなかった場合又は協議が行われた場合であつても著しく不十分であるため、<u>同条</u>が当該協議を求めた趣旨に反することが明らかなる場合には、法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる労働者は法第 3 条に定める労働契約の承継の効力を個別に争うことができる」とされていることに留意すべきであること。	また、最高裁判所の判例において、商法等改正法附則第 5 条で義務付けられた協議が全く行われなかった場合又は協議が行われた場合であつても著しく不十分であるため、<u>法</u>が当該協議を求めた趣旨に反することが明らかなる場合には、法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる労働者は法第 3 条に定める労働契約の承継の効力を個別に争うことができる」とされていることに留意すべきであること。
(2) (略)	(2) (略)
5 (略)	5 (略)
第 3 農業協同組合法に規定する新設分割についての準用 第 1 及び第 2 (2) の (4) のハの (イ) の a 及び 3 の (2) を除く。) の規定は、農業協同組合法第 70 条の 3 第 1 項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第 5 編第 3 章並びに第 5 章第 2 節及び第 3 節」とあるのは「農業協同組合法第 70 条の 2 から第 70 条の 8 までの規定」と、これらの規定 (第 2 の 4 の (1) のへ後段を除く。) 中「商法等改正法附則第 5 条」とあるのは「農業協同組合法第 70 条の 6 第 1 項」と、これ	第 3 農業協同組合法に規定する新設分割についての準用 第 1 及び第 2 (2) の (4) のハの (イ) の a 及び 3 の (2) を除く。) の規定は、農業協同組合法第 70 条の 3 第 1 項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第 5 編第 3 章並びに第 5 章第 2 節及び第 3 節」とあるのは「農業協同組合法第 70 条の 2 から第 70 条の 8 までの規定」と、これらの規定 (第 2 の 4 の (1) のへ後段を除く。) 中「商法等改正法附則第 5 条」とあるのは「農業協同組合法第 70 条の 6 第 1 項」と、これ

らの規定（第1及び第2の2の(4)のハの（ホ）並びに同4の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、これらの規定（第2の1の(1)のイ及び同(2)を除く。）中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項、 <u>医療法</u> （昭和23年法律第205号）第62条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の3の13において準用する場合を含む。）	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第8条
	(略)	(略)
	(略)	(略)

らの規定（第1及び第2の2の(4)のハの（ホ）並びに同4の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、これらの規定（第2の1の(1)のイ及び第2の1の(2)を除く。）中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項及び <u>医療法</u> （昭和23年法律第205号）第62条において準用する場合を含む。）	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の6第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第8条
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第 4 医療法に規定する吸収分割及び新設分割の場合についての準用

第 1 及び第 2 の規定は、医療法第60条に規定する吸収分割及び同法第61条第 1 項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第 5 編第 3 章並びに第 5 章第 2 節及び第 3 節」とあるのは「医療法第 6 章第 8 節第 2 款の規定」と、これらの規定（第 1 並びに第 2 の 1 の (1) のハ及び同 4 の (2) のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第 8 条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の 6 第 2 項、医療法（昭和23年法律第205号）第62条に及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の 3 の13において	医療法（昭和23年法律第205号）において読み替えて準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第 8 条
-----	---	--

第 4 医療法に規定する吸収分割及び新設分割の場合についての準用

第 1 及び第 2 の規定は、医療法第60条に規定する吸収分割及び同法第61条第 1 項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第 5 編第 3 章並びに第 5 章第 2 節及び第 3 節」とあるのは「医療法第 6 章第 8 節第 2 款の規定」と、これらの規定（第 1 及び第 2 の 4 の (2) のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、「会社分割」とあるのは「医療法人分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の 6 第 2 項及び医療法（昭和23年法律第205号）第62条において準用する場合を含む。）	医療法（昭和23年法律第205号）において読み替えて準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条
-----	--	---

	準用する場合を含む。	
	(略)	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第5 国民年金法に規定する吸収分割の場合についての準用

第1及び第2（2の(4)のハの(イ)のbを除く。）の規定は、国民年金法第137条の3の7第1項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第5編第3章並びに第5章第2節及び第3節」とあるのは「国民年金法第10章第1節第8款第2目及び第3目の規定」と、これらの規定（第1並びに第2の1の(1)のハ及び同4の(2)のホを除く。）中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と、これらの規定（第2の1の(1)のイ及び同(2)を除く。）中「分割契約等」とあるのは「分割契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）第8条（農業協同組合法（昭和22年法律	国民年金法（昭和34年法律第141号）第137条の3の13において読み替えて準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「法」という。）

	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(新設)

	第132号) 第70条の6 第2項、医療法 (昭和23年法律第205号) 第62条及び国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第137条の3の13において準用する場合を含む。)	第8条
	法第2条第1項の分割 (以下「会社分割	国民年金法第137条の3の7第1項の吸収分割 (以下「基金分割
	同条第2項の会社 (以下「分割会社	同条第2項の吸収分割基金 (以下「分割基金
	同条第1項の承継会社等 (以下「承継会社等	同項の吸収分割承継基金 (以下「承継基金
	分割会社が	分割基金が
第2の1の(1)	次に掲げる会社法 (平成17年法律第86号) に規定する日のうち、株式会社にあつては、イ又はロのいずれか早い日と同じ日に、合同会社にあつては、ハと同じ日に行われることが望ましいこと。	分割基金が、国民年金法第137条の3の11の規定による公告をし、又は知れている債権者に各別に催告する日と同じ日に行われることが望ましいこと。

	イ <u>吸収分割契約等の</u> <u>内容その他法務省令</u> <u>で定める事項を記載</u> <u>し、又は記録した書</u> <u>面又は電磁的記録を</u> <u>その本店に備え置く</u> <u>日</u>	
	ロ <u>株主総会を招集す</u> <u>る通知を發する日</u>	
	ハ <u>債権者の全部又は</u> <u>一部が会社分割につ</u> <u>いて異議を述べるこ</u> <u>とができる場合に、</u> <u>当該分割会社が、会</u> <u>社法に掲げられた事</u> <u>項を官報に公告し、</u> <u>又は知れている債権</u> <u>者に催告する日</u>	
第 2 の 1 の	<u>分割契約等 (以下「分</u>	<u>吸収分割契約 (以下「分割契</u>
(2)	<u>割契約等</u>	<u>約</u>
	<u>分割契約等に</u>	<u>分割契約に</u>
第 2 の 2 の	<u>会社法</u>	<u>国民年金法</u>
(1)		
第 2 の 2 の	<u>会社の</u>	<u>国民年金基金の</u>

<u>(3) のイ</u>		
<u>第 2 の 2 の</u> <u>(3) のニ</u>	<u>商法等の一部を改正す</u> <u>る法律</u>	<u>国民年金法第137条の3の13に</u> <u>おいて準用する商法等の一部</u> <u>を改正する法律</u>
<u>第 2 の 2 の</u> <u>(4) のイの</u> <u>(イ)</u>	<u>会社法</u>	<u>国民年金法</u>
<u>第 2 の 2 の</u> <u>(4) のイの</u> <u>(ロ)</u>	<u>会社は</u>	<u>国民年金基金は</u>
<u>第 2 の 2 の</u> <u>(4) のイの</u> <u>(ハ)</u>	<u>会社は</u> <u>会社制度</u>	<u>国民年金基金は</u> <u>国民年金基金制度</u>
<u>第 2 の 2 の</u> <u>(4) のハの</u> <u>(イ)</u>	<u>「基金</u> <u>とする基金</u> <u>、基金</u> <u>対する基金</u> <u>又は基金</u> <u>承継会社に</u> <u>基金がある</u> <u>係る基金</u>	<u>「企業年金基金</u> <u>とする企業年金基金</u> <u>、企業年金基金</u> <u>対する企業年金基金</u> <u>又は企業年金基金</u> <u>承継基金に</u> <u>企業年金基金がある</u> <u>係る企業年金基金</u> <u>承継基金</u>
	<u>会社法第2条第29号の</u> <u>規定による吸収分割（</u> <u>以下「吸収分割」とい</u>	

	う。) によって事業を 承継する会社 (以下「 承継会社」という。)	
	基金がない	企業年金基金がない
	承継会社を	承継基金を
	当該基金	当該企業年金基金
	承継会社が	承継基金が
第 2 の 2 の	承継会社が	承継基金が
(4) のハの		
(ロ)		
第 2 の 3 の	会社法	国民年金法
(1) のロの	会社は	国民年金基金は
(4)	会社に残し	国民年金基金に残し
	承継会社に	承継基金に
第 2 の 3 の	会社法	国民年金法
(1) のロの		
(ハ)		
第 2 の 3 の	承継会社	承継基金
(2)	一の会社	一の国民年金基金に
	吸収分割の場合であつ て、法第 6 条第 3 項	法第 6 条第 3 項
第 2 の 3 の	工場事業場において	事業場において
(3) のイ		
第 2 の 4 の	会社の	国民年金基金の

$\chi^2(1)$				
-------------	--	--	--	--